

令和3年教育委員会第7回臨時会会議録

開会日時 令和3年6月25日 午前 10時00分
閉会日時 同 上 午前 11時09分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 日高芳一
委 員 上原有美江
委 員 塚本 亨
委 員 望月京子
委 員 青柳 豊

議場出席委員

| | | | |
|-----------|-------|-------------|-------|
| ・教育次長 | 安井喜一郎 | ・学校教育担当部長 | 菅谷 幸弘 |
| ・教育総務課長 | 鈴木 雄祐 | ・学校施設担当課長 | 森 孝行 |
| ・学務課長 | 山崎 淳 | ・指導室長 | 加藤 憲司 |
| ・教育情報担当課長 | 羽田 顕 | ・学校教育支援担当課長 | 大川 千章 |
| ・統括指導主事 | 木村 文彦 | ・地域教育課長 | 尾崎 隆夫 |
| ・放課後支援課長 | 高橋 裕之 | ・生涯学習課長 | 加納 清幸 |
| ・生涯スポーツ課長 | 柿澤 幹夫 | ・中央図書館長 | 尾形 保男 |

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 日高芳一 委員 上原有美江
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和3年教育委員会第7回臨時会を開会いたします。

次に、本日の会議録の署名は私に加え、日高委員と上原委員にお願いいたします。

まず、本日は1名の傍聴の申出がありました。葛飾区教育委員会傍聴規則第4条第1項の規定により、傍聴を許可したいと思います。

それでは、事務局、傍聴人の方にお入りいただきください。

(傍聴人 入場)

○**教育長** それでは、教育長から傍聴人の方に申し上げます。葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人は次の事項を守っていただくようお願いいたします。

- 1、傍聴人は委員会の中では発言できません。
- 2、傍聴人は静粛を旨とし、委員の言論に対して、拍手など賛否を表すようなことはおやめください。
- 3、傍聴人は写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお携帯電話の電源はお切りください。
- 4、傍聴人はその他会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人にこれらの規則等に反する行為があった場合は退席していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が2件、報告事項等が5件でございます。

それでは、議案第28号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは議案第28号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明をさせていただきます。

まず提案理由につきましては、区立学校働き方改革推進産業医を新設する必要があるためでございます。

改正の内容につきましては、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧くださいと思います。

こちらの下のほうに書いてございます「報酬の額を定める別表」の「区立学校産業医」の下のところに、新たに「区立学校働き方推進産業医」を設けまして、報酬の額を月額6万7,500円として定めるものでございます。

続きまして、この新設する産業医の概要でございます。更に、1枚おめくりいただきまして、参考資料をご覧くださいと思います。

まず1の「目的」でございます。葛飾区立学校に勤務する教員の働き方改革を推進するため、校務により勤務時間外の在校等時間が一定時間を超えた教員に対しまして、新たに産業医による面接指導を実施することによって、教員の健康の保持・増進を図るものでございます。

2の「職務内容」でございます。まず、在校等時間が一定時間を超えました葛飾区立学校の教員に対す

る面接指導。また、葛飾区立学校の教育管理職に対する助言・指導となっております。

3番、「報酬の額」は先ほど申し上げましたとおり、月額6万7,500円で、月2日、1日4時間の従事を見込んでございます。

4の「選定方法」でございます。葛飾区の医師会が推薦する産業医として、3名を予定しているものでございます。こちらは年度ごとでの推薦となっております。

5番、「面接指導の概要」でございます。まず、対象でございますが、葛飾区立学校の教員で、ひと月の時間外在校等時間が100時間を超える教員。それから、80時間超えから100時間未満で面談を希望する教員となっております。

(2)「面接指導会場」でございます。区役所の会議室、また総合教育センターの研修室、あるいは男女平等推進センターの研修室等となっております。

(3)「結果の活用」でございます。面接指導の結果に基づく産業医の意見を集約いたしまして、学校の管理職に報告し、職場の改善につなげるものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

上原委員。

○上原委員 随分前までは出勤簿等で管理していたところがあったと思うのですが、今はタイムカードみたいな形になっているのでしょうか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 今、お話がありました出退勤につきましては、昨年度の4月からコンピュータを活用した出退勤管理に変更しております。

○教育長 上原委員。

○上原委員 それは、自分で入れるのか、それともタイムカードのようになっているのか、どちらなのか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 出勤しましたら、多くの学校では、職員室の副校長先生の席の隣ぐらいにパソコンがありまして、そこに自分のカードをかざすとピッという音がするのですが、それで、出勤・退勤について管理しております。

○教育長 上原委員。

○上原委員 残業の仕方についても、一般企業の場合ですと、結局、一端、退勤した後に仕事をするということが多々あるのですよね。そういうことはないのですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 今あったお話のようなことはないように気を付けております。時間を正しく管理することが目的でございますので、そういったことがないよう、各学校には指導しております。

○教育長 上原委員。

○上原委員 基本的に、100 時間を超えた人に関しては、必ずお医者さんが面接をするようにというのが、36 協定の中にも出ていますが、今までそういったことの中から、教員の方たちが外れていたりしていたので、こういうことをやるということはすごくいいことだと思います。

ただ、仕事が本当に忙しいと、私がさっき言ったようなことが多々あるのですよ。それは、本人も分かっているやってしまうということがあるのですけれども、やはりよくないことなので、その辺のことも、校長、副校長にその辺りをしっかりと指導していただけないかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 今お話があった点につきましてですけれども、自分の学校にいる在校等時間ということ为国は言っているのですけれども、在校している時間をしっかり把握する。そして、それに向けて、いわゆる精神的なものであるとか疲労などがたまらないようにすることが目的でございますので、当然ながら、例えばですけれども、まだいるのに退勤をしているという教員につきましては、副校長であるとか、周りの教員も分かることでございますので、しっかりと正しい数字を記録する。

そして、記録することが目的ではなく、その後どういう対策を取っていくかということですので、そのあたりについては、本日、このようなお話もあったということも含めて、指導してまいりたいと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 質問ではないのですけれども、やはり時代の流れというのでしょうか。特に、ここ数年の間に、新任の教員の成り手が、非常に倍率が落ちてきていると言われていています。そういった意味では、子どもたちの未来を託す現場の先生方のメンタルヘルスといった部分はどんどん強化していただきたいと思えますし、特に産業医の方、恐らく3名の張りつく先生は、非常にエキスパートの先生であろうと思うので、それがないと結果的にマイナスに置かれたときには、現場の子どもたちに跳ね返ってしまいますし、何よりも、意欲のある教員の方が伸び悩んでしまうのが、一番許せないことなので、そこだけぜひ前向きに進めていただきたい。

意見だけです。

○教育長 ご意見ということで。ほかにはいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 大変、いい取組を考えられたなと思います。そして、やり方を改革していく、そういう推進になっていけばありがたいなと思います。

ただ、100 時間を超える教員というのは、結構いるのではないかと思います。あるいは 100 時間に近い教員。こういう方たちも、希望すれば、当然、面接をするわけですよね。かなりの数が出てくるのでは

ないかと思いますが、今何か予測されていることはありますか。

○**教育長** 指導室長。

○**指導室長** 先ほどお話ししましたとおり、昨年の4月から実施をしております、その状況については把握をしております。一つ、区のガイドラインで定めている月当たり45時間以内であるか。そして45時間から80時間、80時間から100時間、そして100時間以上ということになりますけれども、実は記録を始めてから、昨年度はコロナ禍ということもあり、非常に特別な時期であったということもあるので、なかなか参考にもしづらいのですけれども、例えば、先月につきましては、おおよそ1,750人ぐらい教員がおりますけれども、100時間超えというのは8人。4月は少し忙しい時期ですので、46人ということになっております。例えば45時間から80時間というところは、4月は734人、5月は645人ということで、なかなか45時間以内というところは難しい状況がございます。

ただ、まずは100時間を超える、また80時間から100時間で希望する者というところは過労死ラインと言われていたこともありますし、本人も気付いていないようなところもあると思いますので、これまでも当然ながら、校長による面接をしておったところですが、いち早く、専門である医師にしっかりと診ていただいて、アドバイスをいただく。そしてやはり改善していくには管理職の意識を変えていかなければいけないので、先ほど、お話をあつた結果の活用の部分ですが、学校の管理職に対する指導というところも併せて行っていく必要があると考えております。

○**教育長** 日高委員。

○**日高委員** 本当に忙しい教員には偏ってしまったり、そういう教員というのは確実にいると思いますし、大事なことは、先ほどおっしゃっていましたが、管理職の認識です。どの管理職も業績評価をやるわけですから、その折の自己申告の面接のときなどはぜひこうしたことを指導していただいて、そして100時間を超える教員が本当にいなくなるぐらいに、その成果をぜひ期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。議案第28号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第28号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第29号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、議案第29号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明をいたします。

まず、提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症に伴う業務への影響を踏まえ、夏季休暇の計

画的取得の促進及び取得時期の分散化による感染拡大の防止を図るため、令和3年度における夏季休暇の取得対象期間を拡大する必要がありますので、本案を提出するものでございます。

1枚、おめくりください。現行のものが左、改正案が右で対象表をつくっております。

現行は、7月1日から9月30日まででございますが、改正案につきましては第10条、下線が引いておりますが、令和3年度における第27条第1項の規定の適用については、同項中「9月30日」とあるのは、「11月30日」とすると改正をさせていただければと考えております。

これにつきましては、令和2年度も同様の改正をしております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第29号について、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第29号について、原案のとおり可決いたします。

以上で、議案等2件を終わります。

続きまして、報告事項等に入ります。

報告事項等の1「葛飾区立日光林間学園指定管理者からの令和2年度管理運営報告の概要について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、「葛飾区立日光林間学園指定管理者からの令和2年度管理運営報告の概要について」ご報告いたします。

まず1の「報告趣旨」でございます。地方自治法第244条の2第10項及び葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条に基づき、指定管理者から提出された令和2年度管理運営報告書の概要について、報告するものでございます。

なお、指定管理者は国際自然大学校・東急コミュニティーグループでございます。

2の「管理運営状況の報告の概要」です。(1)の「宿泊利用件数」は、令和2年度が新型コロナウイルス感染症対策のため、移動教室や公用利用がなく、一般利用が146件であり、令和元年度の一般利用と移動教室、公用の合計と比べますと、350件の減となっております。

(2)の宿泊利用延べ人数は、令和2年度は同じく一般利用のみとなり、1,499人で、令和元年度の利用合計と比べますと、1万5,609人の減でございます。

宿泊利用件数及び宿泊利用人数を見ると、大幅に減となっておりますのは、先ほども述べさせていただきましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、移動教室を中止したこと、及び二度の緊急事態宣言の発出を受け、施設の休園や新規受付の中止を行ったことなどによるものでございます。

次に、(3)の「施設利用料金収入実績」でございます。施設利用料金収入額は、328万6,590円でござ

ございました。施設利用料金収入の区への還元でございますが、年度協定書に基づき、利用料金収入見込額を超えた額に1割を乗じた額、こちらを区に還元することとなっておりますが、令和2年度は施設利用者数が大幅に減少したことによりまして、利用料金収入が見込額を下回ったため、区への還元はございません。

裏面の2ページをご覧ください。(4)の「修繕」でございます。日常的な修繕につきましては、区からの貸付修繕料により、指定管理者が実施するということとなっております。令和2年度は指定管理者が実施した修繕は17件で、給水ポンプユニット交換修繕、浴槽立上部目地補修修繕、ろ過器ろ材修繕等などを実施いたしました。修繕に要した費用は、621万8,882円で、貸付料663万5,000円との差額41万6,118円が返戻額となっております。

(5)の「燃料・光熱水費」でございます。こちらにつきましても、区からの貸付料により、指定管理者が支払いを行っております。支出額は、1,446万5,219円で、貸付額2,858万2,000円との差額、1,411万6,781円が返戻額となっております。

(6)の「自主事業実績」でございます。令和2年度は、こちらも新型コロナウイルス感染症対策のため、例年行っておりました宿泊を伴う事業や学園祭りなどが休止となっており、宿泊者向けのものづくり体験といったものみの実施となり、5事業121人の参加となりました。

自主事業収益の区への還元につきましては、こちらも年度協定書に基づきまして、その収益額の5割を還元するというものでございまして、これにより令和2年度は、還元額が1万9,115円となっております。

(7)「新型コロナウイルス感染症対策による葛飾区立日光林間学園利用者の減少に伴う損失の補填」でございます。令和2年度4月1日から、令和3年度3月31日にかけて、新型コロナウイルス感染症対策による施設利用者の減少及びそれに伴う売上の減少が生じたことにつきまして、葛飾区立日光林間学園の管理に関する基本協定書に基づき「区及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由」として不可抗力とし、区の費用負担として、補填額297万6,082円を、先ほど説明いたしました貸付修繕料と貸付燃料・光熱水費の返戻額として、区に戻入額から差し引いて精算をしております。

改めまして、3ページをご覧ください。(8)の「広報活動実績」でございます。表の記載にありますホームページの運営を行っておりますが、こちらも新型コロナウイルス感染症対策により、宿泊を伴う自主事業を休止したことなどから、広報かつしかへの掲載などは行いませんでした。

(9)「モニタリング及びアンケートの実施」でございます。実施方法としましては、指定管理者によるセルフモニタリング及び利用者満足度調査を実施しておりますが、令和2年度は移動教室を中止したことによりまして、一般利用者のみ学園の利用に関するアンケートを実施しております。

結果の反映についてでございますが、セルフモニタリング及び利用者満足度調査の結果を基に、区と指定管理者とで業務改善のための協議を行い業務改善に取り組んでいるところでございます。

(10)の「総括」でございます。繰り返しになりますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、移動教室を中止とし、二度の緊急事態宣言により、休園や新規受付を中止したことによりまして、

令和元年度と比較しまして、学園全体の利用者数が、1万5,609人減少しておりますが、アンケート結果などでは、おおむね良好な結果をいただいております。

3「区の重点指導方針」でございます。指定管理者に対しましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、状況に合わせて移動教室や一般利用の受付等を適切に対応するよう指導してまいります。

また、施設面におきましても、感染予防対策の徹底を行うことはもちろんのこと、万一、施設で発症者が出了場合には、適切な対応が必要となっております。指定管理者には、葛飾区立日光林間学園新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインにのっとり、基本協定書及び年度協定書に基づき、安全で効率的な施設管理を徹底しながら、感染予防を第一とするとともに、安全で楽しく、学習につながる体験活動ができる施設運営を行うように指導してまいります。

続きまして、別紙1としまして、4ページから5ページに先ほどご説明しましたアンケート結果を添付しております。繰り返しになりますが、移動教室を中止としたため、一般利用者のみのもとなっておりますが、施設運営の評価であります学園職員の対応、食事の味付け、清掃の状態につきましては、おおむね良好な回答をいただいております。

そのほか別紙2として、6ページと7ページには、損益計算書と貸借対照表を添付しております。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** 質問というよりも、感想なのですが、昨年度、日光の移動教室ができずに、大変残念な思いをされたと思います。また、今年に関しましては緊急事態宣言が解除されて以降、小学校の6年生たちが徐々に行きだしているということで、感染防止対策も大変だと思いますけれども、生徒たちの記憶に残るような楽しい宿泊教室になるだろうなと思っております。引き続き、今年度、厳しい状況が続いておりますけれども、皆様よろしくお願いいたします。

○**学校施設担当課長** ありがとうございます。

○**教育長** 望月委員。

○**望月委員** 今、青柳委員もおっしゃったように、私も近くの小学校の子どもたちの林間学校があるので、「早く行けるようになればいいのに」と毎朝言っていました。願いがかない、22日、23日1泊で行ってきました。昨日子どもたちと話をしましたら、「本当によかった。行けてよかった」と喜んでいました。早く新型コロナウイルス感染症が終息して、全部の子どもが行けるような状況が続いてくれるといいなと思います。私たちも気を付けますし、学校のほうでも、子どもたちの感染に気を付けてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ご要望ということで、よろしいでしょうか。

○**望月委員** はい。

○**教育長** ほかに何かがございますか。

塚本委員。

○**塚本委員** 一つよろしいでしょうか。今、各委員の皆さん、おっしゃっていただいたのですが、私も非常に気になったのが、やはり日光林間学園、何年か前にきれいにしましたよね。それで、これほどの数の一般の方に来ていただいた。特に令和2年の12月に正月遊び64人の参加というのは、これ、広報誌等を使った対象の方は、区民の方でしょうか。ちょっと伺いたいのですが。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 昨年度におきましては、一般の方はもちろんあるのですが、自主事業の中には、移動教室のような形で横浜市などが、学校単位で何校か来ておりますので、宿泊の際に利用するというケースもございます。

○**教育長** 塚本委員。

○**塚本委員** この1点だけ。そういった意味では、もちろん区内の平常時に林間学校として、区の児童たちに供するのはいいのですが、そういった部分で、いい意味でのPR効果があれば、一つのポイントとして、目を通して、これから平常時に使えるのはすごくすばらしいなと思われましたので、一応、お聞きしました。

以上です。

○**教育長** ありがとうございます。ほかに何かがございますか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の1を終わりといたします。

次に、報告事項等の2「令和2年度葛飾学力伸び伸びプラン最終報告について」の報告をお願いします。指導室長。

○**指導室長** それでは、「令和2年度葛飾学力伸び伸びプラン最終報告について」ご報告をいたします。

まず、令和2年度の執行率でございます。小学校につきましては92.2%。中学校につきましては85.5%。全体としてしましては89.9%の執行率でございました。

昨年度と比べますと、昨年度は全体で95.4%の執行率でございましたので、5.5ポイント、執行率が下がっている状況でございます。特に昨年度、臨時休校等も含めた新型コロナウイルス感染症の影響がやはり大きくありまして、特に執行率の下がっている中学校の報償費についてご説明をいたしますが、58.7%でございます。

この報償費については、学習指導員という形で、今、学校図書館を活用した学習センターで、自学自習を行うために、いわゆるその見守りであったり、指導をする者についての報償費を予算計上してありますけれども、多くの学校では大学生をその補助員に充てておったのですが、やはりこの大学生につきましても、かなり難しい状況がありまして、実際自学自習の教室は行いましたが、大学生等をそれに充てるのが難しかったということで、執行できなかったと、各学校からは確認をしているところでございます。

それでは、2番「令和2年度各学校の取組について」でございますが、資料1をご覧ください。

資料1、お開きいただきますと、まず目次がございます。74校、それぞれA4、1枚にまとめているところでございます。

目次の左下でございますが、評価です。成果指標の達成度から、評定A・B・Cを各学校で評価を、自己評価をしております。Aが90%以上達成した、Bはおおむね達成した、Cは達成しなかったという形で自己評価を受けております。

先ほど、確認をしたところ、AもしくはB。達成した、おおむね達成したという学校は、小学校は98.4%、中学校については96%がおおむね、もしくは達成したという形で評価をしております。

次に、右側の本田小学校をご覧ください。本田小学校を例にご説明をいたします。本田小学校につきましては、今年度の取組として、基礎学力の定着、その中でも、東京ベーシック・ドリルを活用した基礎学力の定着。そして、もう一つは、国語や算数の授業に指導補助員を活用したり、放課後学習教室を活用したりして、苦手な学習の補充学習を行う。またはICTを活用した授業支援のために指導補助員を活用するというような目的があり、取組目標、そして成果指標。成果指標は、それぞれの教科の学期末テストで、全員が60点以上を取る。またチャレンジ検定、1回目で全員合格を目指すといった形で、予算計上が行われております。

取組の成果といたしましては、まず学期末には、ほとんどの児童が60点以上を取ることができたということで、おおむね達成したBという評価。そして、チャレンジ検定、1回目で合格ということで、かなり高い目標であったわけでございますが、1回目については、1年生を除き全員合格は難しかったと。ただ、年度末には全員が合格したとなっておりますので、Bと。このような形で、各校がそれぞれの取組について、評価をしております。

先ほど、お話をさせていただいたとおり、おおむね達成、そして達成した学校はかなり高い割合でございましたので、おおむね各学校が立てた取組については達成できているのかなと評価をしております。

1枚目にお戻りください。3番「令和3年度について」でございます。区の学習状況調査の実施、指導補助員及び学習指導員の配置、または校内研究における講師の招聘など効果的な取組については、今年度から開始をしました総合的な学力向上事業に引き継ぎ、統一的な取組として、実施を進めているところでございます。

この葛飾学力伸び伸びプランにつきましては、平成25年度から8年間実施をしてまいりましたけれども、昨年度をもって終了という形にしております。

今ご説明したとおり、葛飾の学力伸び伸びプランで多くの学校で取り組み、成果を上げたところについては、総合的な学力向上事業に引き継いで実施しているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

上原委員。

○上原委員 数は少ないですが、Cを付けていらっしゃる学校が幾つかありますけれども、そういった学校には何か取組というか、指導室から何か働きかけみたいなのはあるのでしょうか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 実際に、Cをつけた学校は小学校で3校、中学校でも3校がありました。

例えば、3ページをおめくりください。梅田小学校でございますけれども、この三つ目の取組の中に「C」がございます。これは、実は、成果指標の立て方というところがあります。梅田小学校については、基礎・基本の定着を目標として、チャレンジ検定で全員合格を目指すとしております。最終的に合格できればよかったのだけれども、やはり全員合格することは難しかったということで、Cが付いております。

当然ながら、指導主事が担当する学校ごとに、この報告書に基づいて指導をしているところでございますが、昨年度で、チャレンジ検定も終了でございますけれども、この成果指標、目標に向けて各学校が努力をしてきたということは、教育委員会としても大きく評価をしておりますし、それを改善するために教育委員会も学校と一緒に考えていきたいと取組を進めております。

○教育長 上原委員。

○上原委員 では、具体的に、どういう指導というか、働きかけというのは、していらっしゃるのでしょうか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 ピンポイントにということよりは、まずこの基礎学力の定着というところで、その学校を担当する指導主事については、日頃からの学校訪問。また、これは昨年度の報告書でございますので、それぞれの学校には人事異動もございます。さらに、この梅田小学校については、校長もかわっております。

そういった大きなところで、昨年度の課題について、しっかり分析をし、そしてそれぞれの学校がまずは基礎学力をしっかり高めていくために、昨年度の状況をまずしっかり分析する必要がありますので、学校訪問をしたところで、こういった細かなところも含めて学校の考えを聞き、また教育委員会で支援、また助言できるところについては、行っているところでございます。

○教育長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 1点だけ、ざっくりしたお答えだけでよろしいのですが、指導室長から、8カ年で一応伸び伸びプランが終了したという話がありました。その間、その評価というのでしょうか、学力テストなり、いわゆる子どもたちの学力の付き方というのは、この8年間である程度、相関関係が見られたかどうか。数量化するのは大変難しいと思いますが、現場の指導室という立場で、子どもたちの成績が、伸び伸びプランの成果というのでしょうか。個々の学校ではなくて、何か感じる場所があったら教えていただきたいなと思いました。

○教育長 指導室長。

○指導室長 8年間、実施をしたということで、まず大きな成果としては、各学校が自校の取組について、

学力向上という視点で、とても色々と考え、またこのシートにあるように、それを振り返り、それを続けていったということが大きな財産であると思っております。

この8年を経て、今年度から実施する総合的な学力向上事業でございますけれども、やはりトップダウンで行うようなこともなかなか多い中で、私はボトムアップ、各学校が学力向上について、それぞれ考えてきた結果、取組が増えています。

例えば、指導補助員については、昨年度は全ての小学校で実施をして、多くの学校では低学年、もしくは算数の指導等で、本当に意図的に、計画的に活用するような仕方がスタンダードになってきているかなと思っております。

また、区の学習状況調査の実施ということですが、昨年度は小学校12校、中学校が13校で行ってございました。やはり客観的な学力調査についても、各学校から要望があるのだということが年々あり、そういった分析を基にしっかりと対策を立てていくというところは、各学校、伸びてきたかなと思っております。

実際の数値的な成果というところでございますけれども、昨年度は全国の学力・学習状況調査は中止でしたが、一昨年度であれば、小学校については国の平均をやや超えている。中学校についてはもう一息ということですので、少しずつではありますが、向上はしているのかなと考えております。

○**教育長** 塚本委員。

○**塚本委員** 今、一番、私がお聞きしたかったことをお答えいただきありがとうございます。その前に前提で、8年前に伸び伸びプランを設計した際に、校長先生、現場の管理職の裁量権の中でやりなさいという非常に画期的な時代的な背景があったと思います。

こういった次の総合的な学力向上事業に引き継ぐという部分がありますので、やはり教育委員会の現場の校長先生方との信頼関係が子どもたちにいい意味で還元するのだという理解をしていますので、引き続き、現場のご指導をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○**教育長** ありがとうございます。

それでは日高委員。

○**日高委員** ありがとうございます。平成25年から8年間、この事業をやってきて、その成果は大いに出ているのではないかなと思います。確かに、評価によってはCという評価もあります。当然のことで、できなかったらCという判定をするような厳しい学校が出てもいいな、そんなふうにあります。

そういう中で、この学力伸び伸びプランが有効に使われて、しかも、コロナ禍の中にあっても、小学校あたりすごく頑張っていて、そして中学校にしても、全国の学力テストにしてもあともう少しというところになってきている。こういう状況は、大変、誇らしいことではないかなと思います。

ましてや、校長たちが、自由に経営の中に生かしてこれを取り入れる。本当にユニークな取組だったと思います。それが廃るということではないということに私は大変感動しております、ぜひそれを続ける

という意識も含めて、指導員も補助員も今後も配置できるような、そういう取組が今後も推進されようとしているということに、総合的な学力向上事業、大いに期待したいなと思っております。

ぜひ、各学校においても、校長たちがそういう意味では、ユニークな取組を、しかも、観点別に見ると、非常に雑な評価と、それからきめ細かな評価をもってやっている学校とやはりあるのですよ。こういうものを、ちゃんと比較対照じゃないけれども、各学校は活用して、利用価値のあるものを大いに活用して、そしてこれからの自分の学校における経営の中で生かしていただくということが大事ではないかと思っておりますので、ぜひその辺もご指導いただきながら、お願いをしたいと思っております。ありがとうございました。

○**教育長** よろしいですか。

望月委員。

○**望月委員** 学力伸び伸びプランが、8年間という長い期間続いてきたとのこと、私は、ここ数年しか関わっていませんが、各学校、頑張っているなと思っております。

先ほど、C評価が、小学校3校、中学校で3校とありましたが、どの学校もA評価めざして頑張っていると思っております。

伸び伸びプランの予算が、指導員謝礼、指導補助員謝礼、東京ベーシック・ドリル印刷代等、様々に使われていますが、南綾瀬小学校では、国語辞典購入、新聞購入に使われていました。この辞典購入は何学年かの児童に活用しているということですね。

また、新聞購入に関しては何校もありました。新聞を利用して、子どもたちの学力向上につなげようとして取り組んでいるんですね。この結果を見て、どの学校も本当によく頑張っているなと感じました。

残念なことに、学力伸び伸びプランは令和2年度で終わってしまいますが、教育委員会としても各学校も、この事業をさらにステップアップして、今以上に児童・生徒の学力向上に力を注いでいってほしいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりといたします。

続いて、報告事項等の3「葛飾区立小・中学校における生命尊重教育の充実について」の報告をお願いします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、「葛飾区立小・中学校における生命尊重教育の充実について」ご報告をいたします。

まず目的でございますけれども、小・中学校における生命尊重教育でございますけれども、かけがえない生命を尊重することについて深く考え、理解する学習活動を通じて実施するものであり、その学習活動につきましては、道徳科及び理科・生活科、体育科・保健体育科等、学習指導要領に例示されている単元のほか、全教育活動を通じて、生命尊重に関する指導の内容や方法を工夫して実施することが求められており、これまでも実施をしてきているところでございます。

そこで、本区では、6月に東京かつしか赤十字母子医療センターの移転・開設がございましたことを契機として、小・中学校の全学年において、生命尊重教育のより一層の充実を図るため、これまでの取組に加え、以下の取組を実施してまいりたいと考えております。

2番の「取組」でございますが、教育委員会の協定に基づく医療センターとの連携・協力体制の構築でございます。令和3年度6月1日に、葛飾区教育委員会と東京かつしか赤十字母子医療センターとの生命尊重教育推進事業に関する協定書に基づき、本区は医療センターからの支援を受け、かつ、双方は取り組んだ実践結果を今後の事業に生かす連携・協力体制を構築してまいります。

協定書につきましては、別紙をご参照いただければと思います。

そして、道徳科における生命尊重教育推進のモデルプランの提示でございます。協定書の中にも、第3条の(1)でございますが、「生命尊重教育に係る授業プログラムの共同開発に関すること」ということがございます。特に、道徳科でございますけれども、医療センターと連携した取組を推進するために、この道徳科における生命尊重教育のモデルプランを、今後、作成をし、全校に対し、提示をしてまいりたいと考えております。

なお、令和3年度、今年度でございますが、モデル的に小学校3校、中学校1校で実施をしてまいりたいと、今、計画を進めているところでございます。

本件についてのご説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** 指導室長からのご説明、どうもありがとうございました。生命尊重教育の充実ということで、今年度よりモデル校で実施するということですが、例えば、具体的に見学に行くとか、そういう事業の中でのプログラムとして、別冊の教材があるとか、そういう形になるのでしょうか。

○**教育長** 指導室長。

○**指導室長** まさに、これからでございますけれども、まず、今、考えておりますのは、小学校1年生から中学校3年生まで、それぞれの学年で、道徳科の教科書、教育委員会で採択をしておりますが、その教科書の中にある生命尊重に関わる題材を基に、助産師さんの出張授業を受けられるので、その方をどういかに活用していくか。

例えば、助産師さんの経験談であるとか、またはワークショップ等も考えられます。そういったものをいかにやっていくか。今は、2時間続きの授業で、お越しいただいて、子どもたちに生命尊重について深く考えるきっかけになるようなものをつくっていかうかと計画をしております。

○**教育長** 青柳委員。

○**青柳委員** どうもありがとうございます。小学生、中学生に、本当に命の大切を知ってもらう教育というのは大事な部分で、昔からずっと続けてやられてきているのだと思うのですが、また助産師と協力してやるというのは、葛飾区ならではのいい取組なのではないかなと感じますので、小学生、中学生、

高校生になるに向けて、やはり早い段階で、命の尊さというところを十分に教育できるように、引き続き頑張っていただけたらと思います。どうもありがとうございます。よろしくをお願いします。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

塚本委員。

○**塚本委員** 今、青柳委員がおっしゃっていただいた一言に尽きるのだと思うのですが、それに加えて、日本の道徳というか、もう一つ、踏み込んでいきますと性教育という問題が、やはりその背景としては出てくると思うのです。

現場の先生方は、保健体育の教科書を使つての性差ですとか、そういった部分と、それと今、お話しいただいたように、助産師さんによる生命の仕組みですとか、そういった部分がモデルケースとして、このセンターとの共同事業が、何か先駆けとなったいいものができることを期待したいと思います。

特に、今、若年層というか、成人年齢が変わりましたが、極端に言えば、10代の後半での、色々な犯罪事例ですとか、情報が少なく、知り得ない部分から、非常に様々な事例や事案が起こっていますので、こういうものを活用した、いい意味での道徳に特化したような人間の尊さ、そのようなことを、ぜひ遂行していただきたいと、よろしくお願ひしたいと思います。感想だけです。

○**教育長** ご感想ということでよろしいでしょうか。

望月委員。

○**望月委員** 私もこれを見まして、生命尊重教育とありますけれども、やはりこれには、いじめによって自ら命を絶つてしまふとか、虐待によって幼い子が亡くなってしまうというのがあるので、やはりそういうところまで踏み込んで、この教育につなげていただければなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○**教育長** 上原委員。

○**上原委員** 先ほど、塚本委員もおっしゃっていましたが、性教育などに関しても、やはり小さいときからやってあげたほうがいいという考え方があります。例えば、自分の大切な部分というのは、人には見せてはいけないのだよとか、そういったことも小さいときから言っていくと。よくありますよね、写真を写して送ってこいと。要するに若いときから、そういうことをちゃんと教えておくと、そういったようなことをしなくなるというのですね。

それとある種の生命尊重というのは、一緒になる部分もあると思うのです。自分を大切にするということは、そういったことについても大切にしなければいけないのだといったようなことも含めて、おそらくお話をしてくださると思うのですけれども、最初は、試行錯誤になると思うのですね。それを皆さん方から、色々な意見を聞きながら、やるようになっていきます。また、お母さん方たち、お父さん、お母さんというか、保護者の方たちも色々なお考えの方がいらっしゃるのです、これがいいとはなかなかならない可能性もあります。

ただ、絵空事で終わるのではなくて、できたらきっちりと、本当にその人たちの心の中に、子どもたち

の心の中に入るような、自分が本当に大切に生まれて育ってきたのだということを、ちゃんと理解できるようにしていく必要があるのではないかなと思います。

これは、本当に私の感想なのですが、基本的にそういうことが、今後、大切になってくるのではないのでしょうか。

さきほど、塚本委員がおっしゃったように、性教育についても一緒だし、それから、望月委員が言ったように虐待の問題とか、そういうのも全部、根幹は一緒なのだと思うのですね。やはり命を大切にしていないから、そういうことが起きる。いじめの問題もそうだと思います。そういったふうに進めていただくと、望ましいのではないかなと思っております。

これは私の意見です。もし、考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

日高委員。

○**日高委員** 今、色々な意見が出されましたけれども、私は、赤十字母子医療センターとの連携というのは、協定書もできておりますし、これはいいチャンスだったなと思います。そういう意味では、非常に今後、楽しみだなと。

ただ、内容はまだ見えないと思うのです。先ほども、指導室長がいみじくもおっしゃった助産師さんの活用、各学校にぜひ働きかけていきたいという、これも一つでありましょうし、これからつくっていくことが多いと思います。

そういう意味で、ぜひ、これは大事な取っかかりの連携になっていきますので、今後とも、それをどこで計画を立てたりするかは分かりませんが、何か連携協定のそういう委員会をつくるなどして、そしてどういう内容を、どのように扱っていくのかという話し合い等も進めていただくと、より充実するのではないかなと。こんなふうに期待をしたいと思います。よろしくお願いします。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ご意見を踏まえて、進めていきたいと思っております。

それでは、以上で報告事項等の3を終わりにいたします。

次に、報告事項等の4「夏季休業日における学校施設を活用した子ども支援事業（サマーチャレンジ）について」の報告をお願いします。

放課後支援課長。

○**放課後支援課長** それでは、私から「夏季休業日における学校施設を活用した子ども支援事業（サマーチャレンジ）について」のご説明をいたします。

お手元の資料をご覧ください。はじめに、1の「目的」でございます。夏休み期間に、同学年、あるいは異学年との交流を望む児童や、保護者が仕事などにより午前中が不在となる児童が、安全・安心に自主的な遊びや学びができる環境づくりとして、学校施設を活用した場所の提供と見守りを行うものでございます。

次に、2の「日時」でございますが、夏休み期間である7月21日から8月31日までとし、土曜日、日曜日と祝日を除いた27日間で実施をいたします。時間については、朝8時半から午後5時までとなっております。

次に、3の「実施内容」でございますが、対象児童につきましては1年生から6年生、全ての学年を対象といたします。なお、学童保育クラブに在席している児童についてですが、二重登録をしてしまいますと、児童が学校と学童保育クラブへの行き来が自由となり、児童の安全確保や、保護者の混乱を生じる懸念があることから、登録を不可としてございます。

実施校につきましては、飯塚小学校と西亀有小学校の2校となっております。

こちらの2校の選定理由でございますが、一つ目としては、わくわくチャレンジ広場の委託、あるいは夏休みの受入を実施していない小学校であること。二つ目としては、夏季一時学童保育で使用していない小学校であること。3番目としまして、改修・改築工事等により、諸室や校庭が使用できない小学校ではないこと。また、最後に、令和3年4月1日現在、引き続き学童保育クラブに入会を希望する児童がいる小学校。このような理由から選んだものでございます。

(3)の「利用者の費用負担」につきましては、無料となっております。

(4)の「運営方法」でございますが、記載されている委託事業者、一般社団法人merryaticcにより、行います。

なお、契約金額につきましては、499万円となっております。また、こちらの事業者につきましては、現在、区で実施しているわくわくチャレンジ広場の委託も請け負っている事業者でございます。

最後に、4の「周知方法」でございますが、現在、どの諸室を使用するかや警備の施錠・解錠の確認など、事業実施に向けて学校と協議をしており、これらの整理ができましたら、7月上旬に各学校を通じて、全ての保護者に対してご案内を配布する予定となっております。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

望月委員。

○**望月委員** 実施校が飯塚小学校と西亀有小学校の2校だけなのですが、そのほかの学校は学童保育クラブがあるのと、各学校のわくわくチャレンジ広場の夏休み以外の実施というのは、もう決まったのですか。

○**教育長** 放課後支援課長。

○**放課後支援課長** こちら、2校を選んだ理由でございます。先ほどご説明した選定理由ということで、ご説明させていただきまして、実際に入会を希望している児童がいる学校につきましては、まだあるのですが、実際に夏休みにわくわくチャレンジ広場を委託している学校につきましては、夏休みもわくわくチャレンジ広場で受けていただいておりますし、あるいは夏季一時学童保育を実施している学校につきましては、学童保育クラブでそういった受入事業を行っていますので、それらを除いた学校ということ

で、この2校を選定させていただいたというところでございます。

○教育長 望月委員。

○望月委員 コロナ禍で、わくわくチャレンジ広場も余り稼働していない学校があるのですよね。その中で、夏休みが稼働できるのかどうかというのが、ちょっと心配なのですけれども。そういう学校は大丈夫なのでしょうか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 今、わくわくチャレンジ広場は、全校再開できていない状況でございます。その主な要因としましては、やはり実施している際に、児童指導サポーター、地域の方々にご協力をいただいているわけでございますけれども、高齢化ですとか、今、結構、サポーターの方も、徐々にワクチン接種が進んでいるという状況ではございますが、やはりその辺の不安感というのが、非常に強いところがございます。

ただ、今回の委託に関しましては、サポーターが入らない形での委託事業として実施しますので、そこは人材確保については、事業者は対応可能ということで、今回、2校、実施させていただく予定でございます。

わくわくチャレンジ広場は今、夏休みで実施するのは、委託を導入しているのが6校ございますので、そちらは夏休みを実施する予定でございます。

○教育長 望月委員。

○望月委員 それ以外の学校が心配なのですけれども。

○教育長 委託をしていないわくわくチャレンジ広場で、夏休みの実施の今のところの予定というのは、
地域教育課長。

○地域教育課長 実施していないところでございますけれども、夏休みから実施を始める予定の学校は今のところございません。7月から徐々に再開するところと、あとは夏休み明けて、2学期から実施する予定が何校かございます。

○教育長 望月委員。

○望月委員 そうすると、そのないところが心配ですよ。

○教育長 夏休みにどこも行くところがなくなる児童がいる学校が想定されるのかということですよ。
そのあたり、答弁できますか。

放課後支援課長。

○放課後支援課長 基本的に夏休みの居場所づくりということで、一昨年からはモデル的にやらせていただいている部分でございます。今回も、事業を実施し、今後、この事業がどのくらい効果があるのか検証した上で、この事業について改めて判断をしていきたいと思っております。

また、望月委員のご指摘については認識しておりますが、これまでの夏休みは、このような事業をやっていなかったとしても、子どもたちがそれなりに過ごせていたということもございます。そうした状況も含めて、この事業が保護者のニーズや児童の希望なども、アンケート等も取らせていただきながら、この

事業について進めていきたいと思っております。

○**教育長** よろしいですか。

望月委員。

○**望月委員** すごく心配なのですが、多分、希望者がいても、今の状態ではできないというのは、親ももう分かっているのかなと思います。そういう子どもが1人でもいなくなるように、今後、きちっと実施してほしいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** 夏休みのわくわくチャレンジ広場の取組なのですが、2年前、近くの小学校で実施して、多くの子どもが参加して、親も安心して、学校だったら本当に安心して、1人で行ってきなさいということで、送り出せたなという思いがあります。

そういう学校でなければ、多分、近所の公園とか、そういうところで子どもたちが集まって遊ぶであるとか、最近では、スマホのゲームなどを通信しながらやっていくとか、そういう遊びも色々出てきおられますけれども、やはり学校が居場所づくりという部分での役割というのは本当に大きいなと感じております。今後、この取組が発展して、葛飾区の小学校で、多くのところで夏休み、心配せずに子どもたちが遊べる場所が確保できることを願っております。要望です。

○**教育長** ご要望ということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の4を終了といたします。

次に、報告事項等の5「葛飾区体育施設指定管理者からの令和2年度管理運営報告の概要について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** 私から「葛飾区体育施設指定管理者からの令和2年度管理運営報告の概要について」ご報告をいたします。

1の「報告趣旨」といたしましては、地方自治法第244条の2第10項、及び葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条に基づき、葛飾区体育施設指定管理者から提出されました令和2年度管理運営報告の概要について、報告するものでございます。

なお、葛飾区体育施設指定管理者といたしましては、住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体を指定しております。

2の「管理運営状況報告の概要」でございます。(1)「自主事業」につきましては、スポーツ教室やレッスン等を展開しまして、区民の方々がスポーツや運動に親しみ、参加できる機会を提供する事業を行っており、主に親子・子ども向け等の事業を実施しております。

表の1段目にございますけれども、奥戸総合スポーツセンター体育館では、50コースを実施いたしまし

て、3,600人が参加しております。一番右に移っていただきまして、前年度と比較いたしますと、コース数としては27の減、参加者としては1万624人の減となっております。

2段目の温水プール館・エイトホールでは16コースの実施、283人の参加となっており、前年比としまして、18コースの減、2,050人の減となっております。

3段目といたしましては、水元総合スポーツセンター・体育館では、22コースの実施、513人の参加となっております。前年との比較をいたしますと30コースの減少、3,003人の減少となっております。

一番下の合計といたしましては全部で88コースの実施、4,396人の参加をいただいております。前年比といたしましては75コースの減少、1万5,677人の減少となっております。

減少の主な原因といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策によりまして、コースが実施できなかったということが大きなことと考えてございます。

ページをおめくりいただきまして、(2)の「体育施設利用状況」でございます。下表のとおり、総合スポーツセンターをはじめといたしまして、一番下の合計になります。全ての施設の利用人数総計といたしましては、129万1,446人、前年度の対比といたしまして、88万1,000人の減少となっております。

減少の主な理由といたしましては、①の工事による休止といたしまして、奥戸総合スポーツセンター温水プール館・エイトホールの床の改修工事を令和2年10月12日から令和3年2月10日の間で行いまして、休止してございます。

そのほか、②のところ、新型コロナウイルス感染症対策による全体育施設の休止の期間があったことや次のページの③です。感染症対策による営業時間短縮等の対応によりまして、アの全体育施設の営業時間の短縮、イのトレーニングジム等の定員入替制の導入がございまして、ウといたしまして、スポーツコース事業になりますけれども、こちらの休止も実施していることが、大きな理由と考えてございます。

(3)の令和2年度の収支決算概要といたしましては、下表のとおりです。損益といたしまして、838万3,820円の利益が出ております。

(4)の「区への還元」ということで、年度協定書第6条に基づきまして、還元金は0円となっております。こちらに記載のとおりとなりますけれども、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、施設利用料金の収入、自主事業収益ともに年度協定時よりも収支が悪化したために、還元金は0となっております。

ページをおめくりいただきたいと思っております。(5)の「新型コロナウイルス感染拡大に起因した損失の補填」でございますが、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、体育施設の利用を休止したことによる損失につきまして、基本協定書第33条に規定する「区及び指定管理者の責めに帰することのできない事由」として、不可抗力とし、基本協定書第47条のリスク分担により、指定管理者と協議の上、8,432万6,000円を補てんいたしました。

(6)の「外部機関による第三者評価の実施」でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響で、現時点での実施に至ってございません。調整しまして、実施をいたしましたら、改めてご報告したい

と考えてございます。

続きまして、3「区の重点指導方針」といたしましては、コロナ禍におきましても、「事業提案の確実な実行」、「自治体・地域住民との協働」を念頭に、安定した運営・維持管理に取り組ませるべく、履行状況の把握に努め、適切に指導を行う。特に、施設の維持管理面につきましては、日常の点検・保守の的確な実施と適切な修繕を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、区民にとって、安全・安心及び快適に過ごしていただける施設環境を整えていくように指導・監督してまいりたいと考えております。

なお、次ページ以降、4の損益計算書と、その次のページ、6ページの貸借対照表につきましては、指定管理者から提出されたものを参考に添付しております。

また、別添といたしまして、葛飾区体育施設事業報告には、生涯スポーツ課の実施分も含めました事業実績を参考に添付しております。

説明は以上になります。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の5番目を終わりいたします。

以上で、本日の議事は全て終了となりますが、その他、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、令和3年教育委員会第7回臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時09分